

【テーマ5】 青少年の健全育成と非行防止対策の推進

めざす方向

◎大阪府青少年健全育成条例及び子ども・若者育成支援推進法を推進するための総合的な計画としての性格を有する「大阪府子ども総合計画（＊14）」に基づき、青少年が健やかに成長できる社会づくり、自立できる社会づくりに取り組むとともに、地域活動等の活性化による少年非行防止対策を推進します。

- ・スマートフォンがコミュニケーションツールとして急速に普及していることが、青少年の行動をより危険に近づきやすくしていることから、引き続き教育機関等と連携して、ネットリテラシー向上に取り組めます。また、自画撮り被害防止のための規制を盛り込んだ青少年健全育成条例を適切に運用するとともに、その危険性等について正しく伝える教育・啓発に取り組んでいきます。
- ・地域において、社会生活を円滑に営む上での様々な困難を有する青少年への支援が適切に行われるよう、関係機関、民間団体、学校等と連携した市町村におけるネットワークの構築を支援します。
- ・大阪府警と連携し、少年サポートセンターの効果的な運営を行うとともに、府内の小学校で非行防止・犯罪被害防止教室を実施します。また、地域における少年非行防止活動ネットワークづくりを支援します。

（中長期の目標・指標）

- ・子どもが健やかに成長できる社会～大阪の未来を担う子どもたちを育てる社会づくり（大阪府子ども総合計画より）
- ・若者が自立できる社会～若者が自立し、自らの意思で将来を選択できる社会づくり（大阪府子ども総合計画より）
- ・地域の子どもは地域で守る～非行防止にかかる地域活動等の活性化を通じて府内の非行状況を改善

青少年を取り巻く社会環境の整備

<今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）>	<何をどのような状態にするか（目標）>	<進捗状況（R2.3 月末時点）>
<p>■ICTの進展に伴う有害情報への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会の参加機関（大阪府、教育機関、大阪府警、PTA協議会、携帯電話会社など）の連携の下、青少年自身がスマートフォンの適切な使い方等を考え発表するOSAKAスマホサミット（＊15）を実施する。また、今年度は、保護者への啓発と低年齢化対策に重点を置き、ワークショップを開催する。 ・大阪府警と連携して実施する大学生講師による小学生への出前講座を拡充する。 ・本取組みの成果の更なる浸透を図るため、事業成果や教材等を取りまとめたDVD付き事例・教材集を作成し、府内の学校等に配布する。 <p>（スケジュール） H31年4月：OSAKAスマホサミット参加校の募集</p>	<p>◇活動指標（アウトプット）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年のネットリテラシー向上に向けた気運の醸成を図るとともに、その取組みの普及・定着を推進。 ・OSAKAスマホサミットを実施。 参加校：15校、来場者数：300名 ・スマホ安全出張講座を実施（府警と連携して実施する大学生講師による小学生への出前講座を拡充）。 実施回数：35回、受講者数：3,000名 ・先進的な実践事例を含んだDVD付き事例・教材集の作成し、府内全ての小・中・高等学校等に配付。 	<ul style="list-style-type: none"> ○実行委員会の参加機関の連携の下、OSAKAスマホサミットを実施（12月）。 ・小中高生がワークショップを通じてスマートフォンの適切な使い方等について自ら考え、低学年向けの模擬授業の教材を作成した。 ・保護者ワークショップを開催し、子どものスマートフォン所持の課題等について議論を深めた。 ・その成果をOSAKAスマホサミットにおいて、児童生徒による模擬授業や保護者と子どもによるパネルディスカッション等として発表した。 参加校（小中高校）：15校 OSAKAスマホサミット来場者数：約300名 ○スマホ安全出張講座を実施した。 ・実施回数：91回、8,832名 内、大学生講師による出前講座

(R 元年)

8～10月:OSAKA スマホサミットまでのワークショップ 2回
(今年度は、P T A 関係者と連携した「保護者と子どもが共に学びあうワークショップ」、小中高校生が低学年にスマホの使い方を普及・啓発するための「出前授業を考えるワークショップ」を設置)

12月:OSAKA スマホサミット 2019 の開催

R 2年 2月

～3月: D V D 付き事例・教材集の作成・配付

■ 青少年の性的搾取への対応

・自画撮り被害防止のための規制を盛り込んだ青少年健全育成条例の施行 (H31年4月1日) に併せ、青少年や保護者に対する自画撮り被害防止のための教育・啓発を府教育庁や府警察、S N S 事業者等と連携して実施する。併せて、教育庁等との連携により相談機能を強化する。

(スケジュール)

H31年4月:府政だより(4月号・6月号)、ツイッター・

(R 元年) H P 作成

5～7月:リーフレット作成

7月以降:啓発動画を盛り込んだ教材を作成し、府内全ての学校に配布

・自画撮り要求以外の性的搾取に係る要求行為等に対して、青少年健全育成審議会特別部会において審議し、対応策を検討する。

(スケジュール)

R 元年 5月

～11月 :青少年健全育成審議会特別部会開催

11月 :青少年健全育成審議会を開催

12月 :対応策をとりまとめ

◇活動指標 (アウトプット)

- ・青少年健全育成条例の適切な運用。
- ・自画撮り被害防止のためのリーフレットや、青少年・保護者向け啓発動画・教材の作成・配布。
- ・青少年健全育成審議会の円滑な運営。

50回、5,491名

○本取組の成果の更なる浸透を図るため、各校での実践事例や事業者の協力を得て作成した指導教材などを含んだ事例・教材集を作成し、府内の全小・中・高等学校等に配付した。

○自画撮り被害防止のための周知を以下のとおり実施した。

・青少年健全育成条例の改正等について、府政だより(4・6月号)や青少年課 HP、青少年課ツイッター等で周知。

・リーフレット等を作成し、教員や青少年指導員等の研修において啓発依頼を行うとともに、キャンペーン等において周知(17回)。

・相談機能の強化について、教育庁等の関係機関と意見交換会を開催し、子どもに対して相談窓口や被害事例等を分かりやすく伝えるリーフレットを作成し、府内全ての新中学1年生に配付した。

・SNS の適切な使い方や相談窓口を掲載した「おおさか SNS 子ども安心サイト」を開設した。

○自画撮り要求以外の SNS に起因した青少年の性的搾取への対応について以下のとおり取り組んだ。

・青少年健全育成審議会の特別部会(4回:5月、6月、9月、10月、11月)と法的観点検討会(2回:7月、8月)を開催。

・審議会(11月)による議論を経て、審議会から提言を受理(12月)。

・提言を踏まえ、青少年健全育成条例を改正し、いわゆる淫行処罰規定の適用範囲を拡大(R2年6月1日施行)。

青少年の社会参加・社会的自立に向けた支援の仕組みの整備

<今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）>	<何をどのような状態にするか（目標）>	<進捗状況（R2.3 月末時点）>
<p>■市町村による子ども・若者支援地域協議会の設置など支援ネットワークの構築促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村において子ども・若者への支援が効果的に行われるよう、民間支援団体等と市町村との連携を促進するなどにより市町村ネットワークの構築を支援する。 ・先行実施している市と協働し、市町村が直面している課題の解決に向けた研修会を実施し、青少年の多様な課題に対応できる体制整備を促進する。 ・困難を有する青少年を支援につなぐ体制整備のため、市町村の支援従事者に対して研修会を実施する。 ・民間団体と市町村との連携による支援を効果的に実施するため、スキルアップサポートモデル事業を実施する。 <p>（スケジュール）</p> <p>H31 年 4～3 月：青少年スキルアップサポートモデル事業の実施及び補助団体の選定</p> <p>6 月：府子ども・若者支援地域協議会及び部会の開催</p> <p>7～12 月：ひきこもり等支援従事者研修会（4 回）</p> <p>市町村等との意見交換会等（計 8 回）</p> <p>R2 年 3 月：今年度の取組等を取りまとめ、市町村や民間支援団体へ配布</p>	<p>◇成果指標（アウトカム）</p> <p>（定性的な目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村による子ども・若者支援地域協議会の設置など、ネットワークの構築が促進され、地域における子ども・若者への支援が効果的に行われるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村におけるネットワークの構築を支援するため、以下の取組を実施した。 ・府民間支援団体連絡会議（7 月）において、各団体の取組や課題について共有。 ・市町村と民間支援団体の意見交換会（8 月）において、アウトリーチ等についての講演や先行市の取組や課題の発表とそれらについての意見交換を実施。（府内 2 か所で開催） ・ひきこもり UX 女子会を 5 市町と共同で 6 回開催。 ○ひきこもり支援に携わる人材の養成研修を実施。 ・初級研修（10 月）、ステップアップ研修（10 月、11 月）、実践研修（10 月） 受講者数：延べ 209 人 ○スキルアップサポートモデル事業を実施（2 団体） ○その他、府内市町村の若年ひきこもり相談窓口を周知（府 HP：6 月）。 <p>また、府子ども・若者支援地域協議会等で議題となった高校中途退学者の支援について関係各課の事業を青少年課 HP にまとめて掲載し、周知を図った。</p>

地域活動の活性化による少年非行防止対策の推進

＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞	＜何をどのような状態にするか（目標）＞	＜進捗状況（R2.3 月末時点）＞
<p>■少年サポートセンターの効果的な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府警と連携し、少年サポートセンターの効果的な運営を行い、年間を通じて非行少年の立ち直りを支援する。 ・非行防止・犯罪被害防止教室の未実施校に対し働きかけを行い、府内全ての小学校において同教室を実施する。 <p>■少年非行防止活動ネットワークの活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30 年 10 月に全市区町村（66 市区町村）で構築が完了した少年非行防止活動ネットワークの定着化や活性化に向けた活動支援を行う。 	<p>◇活動指標（アウトプット）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内 10 か所の少年サポートセンターにおいて、継続補導を行う警察と同一施設内で緊密に連携し、ケースワーカーによる少年の特性や家庭環境を踏まえた福祉的観点からの立ち直りを支援。 ・非行防止・犯罪被害防止教室の実施率：100% H30 年度実績：99.3%（995 校／1,002 校） <p>◇活動指標（アウトプット）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域一体となった少年非行防止活動ネットワークの定着化や更なる活性化を図るため、警察等と一層連携を深め、地域の活動に寄り添った活動を支援。 （指導者の派遣） 夜間における巡回活動への同行指導 各種会議等での研修や講演 など ⇒取組みの弱い地域を中心に 年間延べ 30 市区町で実施 （関係団体と連携した活動支援） 取組みの弱い地域への活動物品（パトロール用ベスト等）の提供 など 	<p>○少年サポートセンターの効果的な運営を行うとともに、非行防止・犯罪被害防止教室を積極的に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非行防止・犯罪被害防止教室の実施 990 校／1,000 校（99.0%） ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 3 校 <p>○少年非行防止活動ネットワーク活動の取組みの弱い地域を中心に、スキルアップに向けた活動支援を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導者の派遣等の活動支援 巡回指導や研修・講演会など 延べ 29 市区で実施 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 2 市町 ・関係団体と連携した活動支援 取組みの弱い地域への活動物品（セーフティバンド）の提供